いまもあしたも誇れる座間であるために・・・

発行者：おぎはら健司
発行元：座間市相模が丘3-24-2-203
連絡先：046-204-5911（ﾌｧｯｸｽも同じ）

おぎはら健司の市政リポート

地方議員の不祥事が続いています。

先月18日、東京都議会に於ける『セクハラ野次』、今月1日の兵庫県議会議員（辞職）による『フルスロットル号泣謝罪』が国内外で様々な批判を受けています。

都議会に於ける『セクハラ野次』は、「自分が早く結婚した方が良いんじゃないか？」という発言については発言者が特定され、謝罪・会派離脱となりましたが、この発言よりも、むしろ「産めないのか？」との野次（特定されず）こそ許されないものと思います。

一方で、男女差もあるでしょうから一概には言えませんが、私も独身の身、常に色々な方々から「早く結婚しろよ！」と激励を受けますが、こういった発言は議場内でのみセクハラ（或いはパワハラ）になるのでしょうか。私自身は、そういった言葉は激励としてとらえており、何となく違和感を覚えるものです。

塩村都議におかれては、チャンスはいくらでもあるのではないかと思いますし、是非とも素敵な出会いを見つけて、幸せなご結婚をされるよう祈念いたします。

なんて、他人事ではありませんね（苦笑）。

次に元兵庫県議会議員の号泣会見（正しくは「政務活動費の不正使用」）ですが、事件後、色々な方々から「お前は大丈夫か？」と冗談とも本音とも取れる心配を頂きます。

兵庫県議会議員一人当たりに支給される政務活動費は、月額50万円と条例で規定されています。座間市が所在する神奈川県議会では、一人当たり月額53万円です。もちろん、全額を使わなければならない決まりはありませんから、不用額については返金手続きをしなければなりませんし、収支報告も義務付けられておりますから、科目ごとに分類した使用明細や領収書を添付し議会局へと提出いたします。

気になるのは、提出された書類に対し議会局はノーチェックだったのか、という事です。今回のように、明らかに不正が疑われるようなケースは稀であると信じたいですが、議会局側から、その違法性を指摘していれば後日返金ではなく即刻返金を求める事も出来たのではないかと思います。

とはいえ、議員が不正を行って良いはずがありませんから、政務活動費を使用する際には細心の注意を払う必要があります。

さて、この政務活動費ですが、座間市議会議員である私ももちろん受給しており、政治活動に使用させていただいております。

その金額は、ずばり19万8千円です。

え？県議会で50万円前後なんだから、もらい過ぎではないかって？

実はこの金額は「年額」でして、「月額」に換算すると16,500円、県内19市の中で17番目の水準です。ちなみに、神奈川県議会の政務活動費を「年額」に換算すると636万円。実に32倍以上の差があります。

この政務活動費は、所属する会派『新政いさま』に対して支給され、年４回発行している会派広報紙の作成費や、議員控え室で使用している各種書籍（地方自治法やその他関連書籍等）、プリンターのインク代や会派での行政視察に使用しており、不足する金額を議員８名で按分負担をしております。（この市政リポートは自宅で印刷しておりますので、政務活動費は使用しておりません。）

もちろん、金額の多少にかかわらず適正な使用を心がけねばなりませんから、今回の事件を通じ、さらに気を引き締めていかなければならないと感じた次第です。

地方議員の不祥事の連鎖にとどめを刺したのが、脱法ドラッグを使用した者や飲酒運転による事故が頻発する中にあって、元神奈川県議会議員の脱法ドラッグ使用に関するニュースでした（脱法ドラッグ＝危険ドラッグへと呼称変更）。

当事者である横山幸一元議員は、自民党の若手議員であり個人的に面識を持っていましたから、大変ショックを受けると同時に、私は事件とは無関係ですが、皆様に対し申し訳ないという思いであり、謝罪を申し上げます。

一度失ってしまった信頼は、すぐには取り戻せないと思いますが、真面目に活動をしている地方議員の1人として、誠心誠意、日々の活動を行って参る所存です。

今回は愚痴っぽい内容になり、スミマセン。